

# を設置しましたか？

設置する場所

子供部屋や高齢者の居室など、  
就寝に使われている部屋に取り付けましょう。

- 寝室・階段への取り付けは義務付けられています。
- 台所・居室への取り付けもお勧めします。



※義務設置場所、設置時期が異なる場合がありますので、消防本部(☎43-4151)に確認しましょう。

## 事例 3 仏壇の灯明が燃え移って!



2階居室で就寝していた男性は、1階にある祖母の部屋の**警報器の鳴動に気付き**、1階におりると仏壇から炎が上がっているのを発見。水道水を掛けて消火しました。

## 事例 4 こたつが燃え出して!



入浴準備中、煙と焦げ臭い臭気とともに**警報器の鳴動に気付き**、居室に行くところから炎が上がっていました。すぐに初期消火をしました。

※掲載の事例は実際にあった事例をまとめたものです。